⑥　本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑦　分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムから入札説明書を直接ダウンロードした者であること。

⑧　平成18年度以降に、下記ア）に示す設備に関する保守業務等を完了（令和３年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。なお、保守業務等とは以下のとおりとする。

・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものを含むものとする）
・設置工事の施工実績（下請負受注によるものを含むものとする。共同企業体における施工実績においては、出資比率20％以上のものに限る。）
・製造又は購入の納入実績（再委託受注によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限る。）

ア）対象設備は次のいずれか１つの設備とする。

１．多重無線装置
２．端局装置
３．遠方監視装置
４．交換設備
５．移動体通信設備
６．衛星通信設備
７．ネットワーク設備
８．テレメータ観測装置又は放流警報装置（通信回線は無線とする）
９．防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
10．ＣＣＴＶ設備
11．ダム（又は堰）放流制御装置
12．高圧（又は特別高圧）受変電設備
13．発動発電機（自動起動方式）を含む電気設備
14．無停電電源設備（常時インバータ方式に限る）

⑨　本業務の配置予定管理技術者は、証明書等の提出期限の時点で次のア）からオ）のいずれか一つの条件及び履行期間の開始の日の時点でカ）からク）の条件を満たすこと。なお、実務経験は、国土交通省電気通信施設点検基準（案）に定めるいずれかの設備に関する保守業務等を完了（令和３年３月31日までに完了見込みを含む。）し、その履行実績を証明したものであること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が条件を満たすこと。なお、保守業務等とは以下のとおりとする。

・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものを含むものとする）
・設置工事の施工実績（下請負受注によるものを含むものとする）
・製造又は購入の納入実績（再委託受注によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限る。）

ア）学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後３年以上の実務経験を有する者であること。

イ）学校教育法による高等学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後５年以上の実務経験を有する者であること。

ウ）上記ア）及びイ）以外の者で、７年以上の実務経験を有する者であること。

エ）以下のいずれかの資格を有する者であること。

・技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））
・一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれか
・第一種電気工事士
・一級電気通信工事施工管理技士、二級電気通信工事施工管理技士のいずれか

オ）以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が３年以上あること。

・第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか
・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれか
・第二種電気工事士

カ）群馬県、栃木県、埼玉県、長野県、東京都又は新潟県を主たる勤務地又は居住地としていること。

キ）配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。なお、兼務する場合は、本業務の履行期間の開始の日の時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ５件以下であること（本業務を含まず、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のａ及びｂの全ての要件を満たす技術者に交代させるものとする。

ａ　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。

ｂ　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

ク）配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用（３ヶ月以上）関係があること。

⑩　「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。

２）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

３　証明書等及び入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ、証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）
https://www.geps.go.jp/
〒371―0846 群馬県前橋市元総社町593―１　関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所総務課専門職　電話027―251―2021　内線210

⑵　紙入札方式による証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記⑴の問い合わせ先に同じ

⑶　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

１）入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は令和３年１月４日から令和３年３月11日までとする。電子調達システムによる入札説明書のダウンロード方法については、次に記載する関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。
https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html